

証券コード 6961  
2019年5月30日

株 主 各 位

埼玉県川口市並木二丁目30番1号

**株式会社 エンプラス**  
代表取締役社長 横田大輔

## 第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページ及び3ページのご案内に従って、2019年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目5番1号  
ロイヤルパインズホテル浦和  
4階 ロイヤルクラウン  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「第58回定時株主総会会場 ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

本年より、株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただくことになりました。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第58期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

**第1号議案** 取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件

**第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

**第3号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

### 4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 議決権行使書により議決権を行使される際に、各議案に対し賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱います。
- (2) インターネットにより議決権を行使された株主さまにつきましては、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主さまの意思表示として取扱います。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主さまの意思表示として取扱います。
- (4) **議決権行使書は、2019年6月20日（木曜日）午後5時まで**に到着するようご返送ください。
- (5) **インターネットによる議決権行使は、2019年6月20日（木曜日）午後5時まで**に完了してください。
- (6) 株主総会に株主さまご本人がご出席されない場合は、議決権を有する他の株主さま1名を代理人とすることができます。この場合、当社に対して代理権を証明する書面をご提出していただくことが必要になります。

## 5. インターネットによる議決権の行使について

- (1) インターネット（パソコン・携帯電話・スマートフォン）による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- (2) パソコンまたは携帯電話をご利用の場合  
上記アドレスにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議決権を行使してください。

なお、バーコード読取機能付の携帯電話をご利用の場合、同封の議決権行使書用紙に記載された「携帯用QRコード」を読み取ることにより、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることができます。

- (3) スマートフォンをご利用の場合  
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただき、画面の案内に従って議決権を行使してください。この場合、「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力は不要です。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力していただく必要があります。

(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

- (4) ご注意  
インターネットによる議決権行使は、お使いの端末ならびにインターネット環境によってはご利用いただけない場合がございます。

議決権行使ウェブサイトのご利用に伴う接続料金及び通信料金は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ	
株主名簿管理人	東京証券代行株式会社
電 話	0120-88-0768 (フリーダイヤル)
受付時間	9:00~21:00

## 6. インターネットによる開示等について

(1) 招集通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

- ① 業務の適正を確保する体制及び業務の適正を確保する体制の運用状況の概要
- ② 会社の支配に関する基本方針
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 計算書類の個別注記表

なお、「業務の適正を確保する体制」、「業務の適正を確保する体制の運用状況の概要」及び「会社の支配に関する基本方針」は、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して、事業報告の一部として、併せて監査を受けております。

また、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、併せて監査を受けております。

- (2) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- (3) 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.enplas.co.jp>

以上

~~~~~  
( 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。 )

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1.企業集団の現況に関する事項

#### (1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国において利上げが一時的に停止され、個人消費が堅調に推移する一方、貿易摩擦の影響により中国向けの輸出は大きく減少しました。中国では米国における関税の引き上げにより輸出が落ち込み、設備投資も低調となる中、企業向けの減税が決定されました。新興国・地域においては一時、世界的な金融市場の混乱を受けて資金が流出する局面があったものの、足元では持ち直しが見られます。わが国経済は海外経済の落ち込みが影響し輸出が減少しましたが、失業率は引き続き低水準で推移し、個人消費にも底堅さが見られました。

しかし、米中貿易摩擦が長期化する中、国内では人手不足が継続しており、景気の先行きは依然として予断を許さない状況が続いています。

このような状況の中、当社グループでは、更なる成長を目指すため、「Organic Growth」を当期の経営基本方針とし、グローバル競争の激化を始めとする環境の変化に迅速に対応することで企業価値の向上及び株主価値の最大化を目指してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は31,281百万円（前期比6.0%減）となり、営業利益は1,735百万円（前期比60.3%減）、経常利益は1,877百万円（前期比51.2%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、当第4四半期連結会計期間に計上した投資有価証券評価損の影響もあり332百万円（前期比86.9%減）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

### 〔エンブラ事業〕

自動車用部品は、北米で自動車販売が伸び悩んだ影響を受けて力強さを欠きました。プリンター用部品は主要顧客から継続的に受注を獲得し、堅調に推移しました。その他エンブラ製品は、良好な市況のもと売上が増加しました。この結果、当連結会計年度の売上高は14,340百万円（前期比6.0%増）、セグメント営業利益は15百万円（前期比90.5%減）となりました。

### 〔半導体機器事業〕

各種ICテスト用ソケット、バーンインソケットは、米国における販売が好調となる一方、国内において顧客の生産調整の影響を受け、低調に推移しました。この結果、当連結会計年度の売上高は11,923百万円（前期比0.5%減）、セグメント営業利益は879百万円（前期比54.0%減）となりました。

### 〔オプト事業〕

光通信関連の光学デバイスは、サーバー市場の拡大を受けて売上が増加しました。LED用拡散レンズは、ソリューション提案による拡販に取り組みましたが、主要顧客におけるモデルチェンジの影響により売上が減少しました。この結果、当連結会計年度の売上高は5,018百万円（前期比35.5%減）、セグメント営業利益は840百万円（前期比63.4%減）となりました。

## (2)設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,805百万円であり、その主なものは、国内拠点での新規金型の取得及び金型加工設備を主体とした機械装置等の増設1,330百万円のほか、海外拠点での新規金型の取得及び成形設備を主体とした機械装置等の増設475百万円によるものです。

## (3)資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4)対処すべき課題

当社グループの事業分野であるエンブラ事業、半導体機器事業、オプト事業は日々新しい技術が生まれ、市場の変化が非常に激しい業界であり、このような環境下における当社の対処すべき課題は次のとおりです。

### ①多様な成長戦略の実行

持続的な成長の実現に向けて、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築することが重要だと考えております。当社は半導体機器事業が関連市場の拡大を受けて伸長する中、エンブラ事業とオプト事業では要素技術や新製品の開発に注力することで、さらなる成長を模索してまいりました。よりバランスの取れた事業構成とすべく、各事業において顧客価値の創出に努めるとともに、新事業の開発にも継続して取り組んでまいります。

### ②スペックビジネスの推進

当社グループが属する電子部品業界においては、顧客ニーズの多様化や高度化が進行しており、顧客に価値あるソリューションを提案するためには、顧客目線で必要な評価を実施し、機能保証を行うことが重要であると考えております。当社はこれらを実現するために、最先端評価技術の開発を推進し、より高度な技術的提案を通じて他社との差別化に取り組んでまいります。

### ③経営リスクへの対応

当社グループを取り巻く経営上のリスクは、グローバル化の進展により益々増してきていると考えております。当社は、知的財産権に関するリスク、市場での価格競争激化と在庫調整によるリスク、為替レートの変動リスク、カントリーリスク、災害等によるリスクが当社に影響を及ぼす可能性があると考え、対応策について随時審議決定しております。カントリーリスクについては、激しさを増す米中貿易摩擦のように足元で一部リスクが顕在化しており、その影響は複数国に波及する可能性があるため、当社として迅速に対応できるよう体制の構築に努めております。また、当社の開発製品及び技術に対する知的財産権に関するリスクの最小化を重要課題として捉え、当社が保有する知的財産権の保護に努めるとともに、より強力な知的財産権の保有を推進しております。

これらの施策に積極的に取り組むことにより、持続可能な成長の実現を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5)財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                      | 第 55 期                        | 第 56 期                        | 第 57 期                        | 第 58 期                        |
|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                          | (2015年4月1日から<br>2016年3月31日まで) | (2016年4月1日から<br>2017年3月31日まで) | (2017年4月1日から<br>2018年3月31日まで) | (2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで) |
| 売 上 高<br>(百万円)           | 38,737                        | 32,991                        | 33,288                        | 31,281                        |
| 経 常 利 益<br>(百万円)         | 9,823                         | 4,077                         | 3,846                         | 1,877                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>(百万円) | 5,592                         | 5,152                         | 2,536                         | 332                           |
| 1株当たり当期純利益               | 427円64銭                       | 402円66銭                       | 198円26銭                       | 26円03銭                        |
| 総 資 産<br>(百万円)           | 52,838                        | 55,249                        | 57,234                        | 56,656                        |
| 純 資 産<br>(百万円)           | 46,637                        | 50,783                        | 52,258                        | 51,606                        |

### ②事業報告作成会社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                | 第 55 期                        | 第 56 期                        | 第 57 期                        | 第 58 期                        |
|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                    | (2015年4月1日から<br>2016年3月31日まで) | (2016年4月1日から<br>2017年3月31日まで) | (2017年4月1日から<br>2018年3月31日まで) | (2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで) |
| 売 上 高<br>(百万円)     | 6,156                         | 5,841                         | 5,910                         | 6,337                         |
| 経 常 利 益<br>(百万円)   | 6,220                         | 3,059                         | 2,894                         | 2,777                         |
| 当 期 純 利 益<br>(百万円) | 6,178                         | 4,440                         | 2,812                         | 1,461                         |
| 1株当たり当期純利益         | 472円47銭                       | 347円02銭                       | 219円80銭                       | 114円23銭                       |
| 総 資 産<br>(百万円)     | 25,839                        | 29,184                        | 30,985                        | 31,433                        |
| 純 資 産<br>(百万円)     | 23,837                        | 27,457                        | 29,447                        | 29,712                        |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

## (6)重要な子会社の状況

### ①子会社の状況

| 会 社 名                                    | 資 本 金                 | 議決権比率  | 主 要 な 事 業 内 容                               |
|------------------------------------------|-----------------------|--------|---------------------------------------------|
| Q M S 株 式 会 社                            | 50<br>百万円             | 100.0% | エンプラ事業、半導体機器事業<br>及びオプト事業製品の製造・販<br>売       |
| 株式会社エンプラス半導体機器                           | 310<br>百万円            | 100.0% | 半導体機器事業製品の製<br>造・販売                         |
| 株式会社エンプラス ディスプレ<br>イ デバイス                | 100<br>百万円            | 100.0% | オプト事業製品の製造・販<br>売                           |
| 株式会社エンプラス研究所                             | 45<br>百万円             | 100.0% | 研究開発全般                                      |
| ENPLAS HI-TECH(SINGAPORE)<br>PTE.LTD.    | 2,382<br>千米ドル         | 100.0% | エンプラ事業及びオプト事<br>業製品の販売ならびに情報<br>収集及びマーケティング |
| ENPLAS(U.S.A.),INC.                      | 4,000<br>千米ドル         | 100.0% | エンプラ事業製品の製造・<br>販売                          |
| ENPLAS TECH SOLUTIONS,INC.               | 2,000<br>千米ドル         | 100.0% | 半導体機器事業製品の販売<br>及び技術サービス                    |
| ENPLAS PRECISION<br>(MALAYSIA)SDN.BHD.   | 4,000<br>千マレーシアリングgit | 100.0% | エンプラ事業製品の製造・<br>販売                          |
| ENPLAS PRECISION<br>(THAILAND)CO.,LTD.   | 100,000<br>千タイバーツ     | 100.0% | エンプラ事業製品の製造・<br>販売                          |
| ENPLAS ELECTRONICS<br>(SHANGHAI)CO.,LTD. | 18,311<br>千人民元        | 100.0% | エンプラ事業及びオプト事<br>業製品の製造・販売                   |

| 会 社 名                                                    | 資 本 金              | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                                             |
|----------------------------------------------------------|--------------------|-----------|-----------------------------------------------------------|
| ENPLAS(HONG KONG)LTD.                                    | 257<br>千ドル         | 100.0%    | 半導体機器事業及びオプト<br>事業製品の販売                                   |
| ENPLAS NICHING TECHNOLOGY<br>CORPORATION                 | 17,400<br>千ニュー台湾ドル | 85.0%     | 半導体機器事業製品の販売<br>ならびに情報収集及びマー<br>ケティング                     |
| ENPLAS(VIETNAM)CO.,LTD.                                  | 1,522<br>千ドル       | 100.0%    | エンプラ事業及びオプト事<br>業製品の製造・販売                                 |
| GUANGZHOU ENPLAS<br>MECHATRONICS CO.,LTD.                | 18,919<br>千人民元     | 100.0%    | エンプラ事業及びオプト事<br>業製品の製造・販売                                 |
| PT.ENPLAS INDONESIA                                      | 2,000<br>千ドル       | 100.0%    | エンプラ事業製品の製造・<br>販売                                        |
| ENPLAS SEMICONDUCTOR<br>PERIPHERALS PTE. LTD.            | 13,000<br>千ドル      | 100.0%    | 半導体機器事業製品の製<br>造・販売ならびに情報収集<br>及びマーケティング                  |
| ENPLAS SEMICONDUCTOR<br>PERIPHERALS PHILIPPINES,<br>INC. | 200<br>千ドル         | 100.0%    | 半導体機器事業製品の販売<br>ならびに技術サービス、情<br>報収集及びマーケティング              |
| ENPLAS MICROTECH, INC.                                   | 3,000<br>千ドル       | 100.0%    | エンプラ事業及びオプト事<br>業製品の開発ならびに販売                              |
| ENPLAS (EUROPE) LTD.                                     | 500<br>千ドル         | 100.0%    | エンプラ事業及び半導体機<br>器事業製品の販売及び技術<br>サービスならびに情報収集<br>及びマーケティング |
| ENPLAS (DEUTSCHLAND)<br>GMBH.                            | 25<br>千ユーロ         | 100.0%    | 半導体機器事業製品の販売<br>及び技術サービスならびに<br>情報収集及びマーケティング             |
| ENPLAS (ITALIA) S.R.L.                                   | 20<br>千ユーロ         | 100.0%    | 半導体機器事業製品の販売<br>及び技術サービスならびに<br>情報収集及びマーケティング             |

| 会 社 名                  | 資 本 金         | 議決権比率  | 主 要 な 事 業 内 容                                                      |
|------------------------|---------------|--------|--------------------------------------------------------------------|
| ENPLAS (ISRAEL) LTD.   | 100<br>千シケル   | 100.0% | エンブラ事業、半導体機器<br>事業及びオプト事業製品の<br>販売ならびに技術サービ<br>ス、情報収集及びマーケ<br>ティング |
| ENPLAS AMERICA, INC.   | 1,000<br>千米ドル | 100.0% | エンブラ事業製品の開発な<br>らびに情報収集及びマーケ<br>ティング                               |
| 株式会社シングルセルテクノロジー       | 260<br>百万円    | 100.0% | エンブラ事業製品の販売、<br>開発ならびに情報収集及び<br>マーケティング                            |
| ENPLAS LIFE TECH, INC. | 100<br>米ドル    | 100.0% | エンブラ事業製品の製造・<br>販売                                                 |

- (注) 1. ENPLAS PRECISION(MALAYSIA)SDN.BHD.に対する議決権比率には、  
ENPLAS HI-TECH(SINGAPORE)PTE.LTD.の保有分70.0%を含めており  
ます。
2. ENPLAS ELECTRONICS(SHANGHAI)CO.,LTD.に対する議決権比率には、  
ENPLAS HI-TECH(SINGAPORE)PTE.LTD.の保有分10.0%を含めており  
ます。
3. ENPLAS(VIETNAM)CO.,LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS HI-  
TECH(SINGAPORE)PTE.LTD.の保有分であります。
4. GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO.,LTD.に対する議決権比率  
は、ENPLAS HI-TECH(SINGAPORE)PTE.LTD.の保有分80.0%及び  
ENPLAS(U.S.A.),INC.の保有分20.0%であります。
5. 株式会社エンプラス半導体機器ならびにENPLAS SEMICONDUCTOR  
PERIPHERALS PHILIPPINES, INC.に対する議決権比率は、ENPLAS  
SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.の保有分であります。
6. ENPLAS(U.S.A.),INC.、ENPLAS TECH SOLUTIONS,INC.、ENPLAS  
MICROTECH, INC.ならびにENPLAS LIFE TECH, INC.に対する議決  
権比率は、ENPLAS AMERICA,INC.の保有分であります。
7. ENPLAS (DEUTSCHLAND)GMBH.、ENPLAS (ITALIA)S.R.L.ならびにENPLAS  
(ISRAEL)LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS (EUROPE) LTD.の保有分  
であります。

## ②関連会社の状況

| 会 社 名                | 資 本 金      | 議決権比率  | 主 要 な 事 業 内 容     |
|----------------------|------------|--------|-------------------|
| 株式会社DNAチップ研究所        | 416<br>百万円 | 16.66% | エンプラ事業製品の研究受託サービス |
| SPHERE FLUIDICS LTD. | 528<br>ポンド | 22.72% | エンプラ事業製品の研究受託サービス |

### (7)主要な借入先及び借入額（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

### (8)主要な事業内容（2019年3月31日現在）

エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による下記製品の製造、加工ならびに販売をいたしております。

| セグメント   | 製 品 内 容                              |
|---------|--------------------------------------|
| エンプラ事業  | OA・情報通信・音響映像機器、計器、住宅機器、自動車機器、バイオ関連製品 |
| 半導体機器事業 | 各種ICテスト用ソケット、バーンインソケット               |
| オプト事業   | 光通信デバイス、LED用拡散レンズ                    |

(9)主要拠点等 (2019年3月31日現在)

①当社

| 名 称     | 所 在 地   |
|---------|---------|
| グローバル本社 | 東京都千代田区 |
| 本 社     | 埼玉県川口市  |
| 鹿 沼 工 場 | 栃木県鹿沼市  |
| 名古屋営業所  | 愛知県名古屋市 |

②子会社

| 名 称                                       | 所 在 地     |
|-------------------------------------------|-----------|
| QMS 株式会社                                  | 埼玉県川口市    |
| 株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス                     | 埼玉県川口市    |
| ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE.LTD. | シンガポール    |
| ENPLAS AMERICA, INC.                      | 米国ニューヨーク州 |
| ENPLAS ELECTRONICS(SHANGHAI)CO.,LTD.      | 中国上海市     |
| 他 20社                                     |           |

(10)従業員の状況 (2019年3月31日現在)

| 事業部門等の名称 | 従業員数 (名)    |
|----------|-------------|
| エンプラ事業   | 864 (98)    |
| 半導体機器事業  | 213 (31)    |
| オプト事業    | 223 (30)    |
| 研究開発     | 53 (8)      |
| 全社 (共通)  | 234 (7)     |
| 合 計      | 1,587 (174) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は ( ) に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業部門等に区分できない管理部門に所属しているものであります。

## 2.会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1)発行可能株式総数 62,400,000株
- (2)発行済株式の総数 18,232,897株  
(注) 発行済株式総数には2019年3月31日現在 5,485,416株の自己株式を含んでおります。
- (3)株主数 4,596名

### (4)大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                                                        | 持 株 数   | 持株比率   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 横 田 大 輔                                                                                                      | 1,422千株 | 11.15% |
| 横 田 誠                                                                                                        | 1,236千株 | 9.70%  |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                                                                            | 638千株   | 5.00%  |
| 株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行                                                                                        | 625千株   | 4.90%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)                                                                                  | 538千株   | 4.22%  |
| J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 6 8 4                                                                | 496千株   | 3.89%  |
| B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C<br>I S G ( F E - A C )                                     | 308千株   | 2.42%  |
| S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T                                                            | 303千株   | 2.37%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口9)                                                                               | 294千株   | 2.30%  |
| S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C L I E N T<br>O M N I B U S A C C O U N T O M 0 2 5 0 5 0 0 2 | 292千株   | 2.29%  |

- (注) 1. 当社は、自己株式を5,485,416株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3.会社の新株予約権等に関する事項

**当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## 4.会社役員に関する事項

### (1)取締役の状況（2019年3月31日現在）

| 会社における地位                     | 氏 名        | 担当及び重要な兼職の状況                   |
|------------------------------|------------|--------------------------------|
| 代表取締役社長                      | 横 田 大 輔    | 経営企画管理本部長 兼 グループファイナンシャルオフィス管掌 |
| 取締役兼専務執行役員                   | 酒 井 崇      |                                |
| 取 締 役                        | 井 植 敏 雅    |                                |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )       | ヨーン・ヨン・リオン |                                |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )       | 風 巻 成 典    |                                |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ・ 常 勤 ) | 長谷川 一 郎    |                                |

- (注) 1. 取締役 井植敏雅氏、ヨーン・ヨン・リオン氏及び風巻成典氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 井植敏雅氏、ヨーン・ヨン・リオン氏及び風巻成典氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために長谷川一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役 酒井崇氏は、2019年5月30日付にて辞任により退任しております。

### (2)取締役の報酬等の総額

| 区 分                          | 支給人数 | 報酬等の額  | 摘 要                |
|------------------------------|------|--------|--------------------|
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 を 除 く ) | 3名   | 128百万円 | うち社外取締役<br>1名13百万円 |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )       | 3名   | 29百万円  | うち社外取締役<br>2名17百万円 |
| 合 計                          | 6名   | 158百万円 | うち社外取締役<br>3名31百万円 |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第54回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、取締役（監査等委員）について年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額26百万円（取締役（監査等委員を除く）2名に対し26百万円）を含めております。

### (3)社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 ヨーン・ヨン・リオン氏は、経営コンサルタントであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ②社外役員の主な活動状況

| 会社における地位         | 氏 名        | 取締役会<br>出席回数                                                                                                                                      | 監査等委員会<br>出席回数 |
|------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|                  |            | 発 言 状 況                                                                                                                                           |                |
| 取 締 役            | 井 植 敏 雅    | 9回／9回                                                                                                                                             | —              |
|                  |            | 国内上場会社において代表取締役をはじめとする要職を歴任された経験に基づき、経営者の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜、必要な発言を行っております。                                                            |                |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | ヨーン・ヨン・リオン | 11回／11回                                                                                                                                           | 13回／13回        |
|                  |            | 企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、海外での事業経営・事業戦略の視点から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 |                |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 風 巻 成 典    | 11回／11回                                                                                                                                           | 13回／13回        |
|                  |            | 長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的、中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。                   |                |

(注) 取締役 井植敏雅氏につきましては、2018年6月22日就任後の状況を記載しております。

#### (4)責任限定契約に関する事項

当社は、現行定款において、非業務執行取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、非業務執行取締役である井植敏雅氏、ヨーン・ヨン・リオン氏、風巻成典氏、長谷川一郎氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害が生じた場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・当該非業務執行取締役の責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限り、その責任が限定されるものとする。

#### 5.会計監査人に関する事項

##### (1)名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2)当事業年度に係る報酬等の額

|                                      | 支払額   |
|--------------------------------------|-------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額             | 45百万円 |
| ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額は合計額で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の主要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

##### (3)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6.会社の体制及び方針

### (1)業務の適正を確保する体制

当社は、「内部統制システム構築のための基本方針」に関し、下記のとおり定めております。

#### ①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制：

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規定」に基づき業務処理の適正化と機密の保全を図る保存及び管理体制を整備しております。取締役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧できることとしております。

#### ②当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制：

損失の危険の管理への取組みとして、グループ全体のリスク管理について定める「総合リスク管理規定」を制定し、経営直轄型のリスク管理体制構築を目的とした総合リスク管理委員会を設置しております。総合リスク管理委員会は想定されるグループ全体のリスクに関し事前に察知し、未然に防ぐ施策及びリスク発生時に影響を最小限に留めるための施策を行うこととしております。

#### ③当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制：

業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とした機関としてグループ全社レベルの経営執行会議を設置し、当社及びグループ会社で情報の共有化を図るとともに、必要な戦略上の問題提起を行っております。業務を統括する取締役等で構成された経営戦略会議では、グループ全社的に影響を及ぼす重要事項について審議決定を行うこととしております。

- ④当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制：  
当社及びグループ全構成員を対象として、法令及び会社ルールへの遵守を定めた「コンプライアンス規定」、その指針である「エンプラスグループ行動規範規定」、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規定」を制定しております。また、当該規定の実効性、問題点を把握するためにコンプライアンス会議を設置し、当社及びグループ全体のコンプライアンス体制の強化を継続することとしております。
- ⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制：  
当社が定める「グループ会社管理規定」及び当社と子会社との間で締結される経営管理契約において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、毎月、部門執行会議を開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社が経営執行会議において報告することを義務づけることとしております。
- ⑥その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制：  
当社及びグループ会社における業務の適正を確保するために、業務執行の意思決定機関である経営戦略会議等を開催し、審議決定を行っております。当社代表取締役社長はグループ会社を統括しており、会社の重要事項については、各社で付議する前に当社の経営戦略会議で事前承認を受けることとしております。
- ⑦当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制：  
監査等委員会より合理的な理由に基づき監査業務の補助者（以下「補助使用人」といいます。）を求められた場合、当社は当該業務を補助する使用人を指名することとしております。また、監査等委員会は内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

- ⑧補助使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制：

監査等委員会の監査業務を補助するために指名された補助使用人は、監査等委員会からの監査業務に係る命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとしております。また、当社は内部規定において、補助使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従い、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては監査等委員会の同意を得ることとしております。

- ⑨当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制とその他の監査等委員への報告に関する体制：

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令あるいは定款に違反するまたはそのおそれがある行為、会社の業務あるいは業績に重大な影響を与えるまたはそのおそれがある事項について、監査等委員に直接報告することを義務づけております。常勤の監査等委員は、経営の意思決定及び重要課題の審議決定等を目的とする経営戦略会議、並びに業務執行上の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とする経営執行会議に出席し、当社及びグループ会社の業務執行状況の報告を受けることとしております。

- ⑩子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員への報告に関する体制：

当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員に対して報告することを徹底しております。また、当社は、当社内部監査部門、法務部、総務部、リスク管理統括部門等が、当社監査等委員に対する報告を実施する等、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する体制を整備しております。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度の担当部署が、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、当社監査等委員に対して報告する体制を整備することとしております。

- ⑪監査等委員会または監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制：

当社は、当社グループの監査等委員会または監査等委員へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。また、当社グループの「内部通報規定」においては、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記することとしております。

- ⑫その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制：

監査等委員会による各取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役社長・監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。また、監査等委員会に対して独自の顧問弁護士・会計士を雇用することができ、監査業務に関する助言を受ける機会を保証することとしております。

- ⑬財務報告の信頼性を確保するための体制：

金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、当社及びグループ会社における財務報告の適正性を確保するために、「財務報告に係る内部統制システム管理規定」を制定し、財務報告に係る内部統制の構築、整備・運用を推進することとしております。

- ⑭当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項：

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担することとし、速やかにこれを処理することとしております。また、監査等委員会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を雇用することを求めた場合、当社は、当該監査等委員会の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、その費用を負担することとしております。さら

に、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用などを確保するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

⑮反社会的勢力排除に向けた体制：

当社及びグループ会社は、「エンプラスグループ行動規範規定」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを基本姿勢として明示しており、反社会的勢力に関する問題発生時には、組織的な対応を行う体制を整備することとしております。

当社では、平素から警察署や関係専門機関との情報交換及び連携を密接に行うとともに、上記方針を社員に徹底することとしております。

**(2)業務の適正を確保する体制の運用状況の概要**

「内部統制システム構築のための基本方針」に沿った当社グループの内部統制システムの当連結会計年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制：

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規定」を定めており、取締役が必要に応じてこれらの情報を閲覧できる状況となっております。

②当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制：

当社は、損失の危険の管理への取組みとして、グループ全体のリスク管理について定める「総合リスク管理規定」を定めております。内部統制システムの有効性・実効性を含めた事業遂行上の重大なリスクに関する検証を行う、総合リスク管理委員会を年2回開催し、主要な参加者として取締役、常勤の監査等委員、執行役員、部門長が参加し、グループ全体のリスクを未然に防ぐ対応策について審議決定しております。

③当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制：

当連結会計年度においては、業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とした、全社レベルの経営執行会議を年4回開催し、主要な参加者として取締役、監査等委員、執行役員、部門長が参加しております。

また、グループ全社的に影響を及ぼす重要事項については、経営戦略会議を年21回開催し、主要な参加者として取締役、常勤の監査等委員、執行役員、部門長が参加し、審議決定しております。

- ④当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制：  
当社は、「コンプライアンス規定」、「エンプラスグループ行動規範規定」、「内部通報規定」を定め、当社及び子会社のすべてに適用するとともに、当社の法務部門長をチーフ・コンプライアンス・オフィサー、当社の主要部門または国内・海外子会社の責任者をローカル・コンプライアンス・オフィサー、及び法務部門を事務局とするコンプライアンス体制を整備しております。また、当社は、当社を含む国内・海外子会社を対象として、コンプライアンス会議を年1回以上開催するとともに、コンプライアンス点検を年1回実施し、当社グループのコンプライアンスの強化を図っております。
- ⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制：  
「グループ会社管理規定」に基づき、子会社は原則として毎月部門執行会議を開催し、提起された重要な問題については、子会社は経営戦略会議もしくは経営執行会議にて当社の取締役、監査等委員、執行役員、部門長へ報告を行っております。
- ⑥その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制：  
当社及び子会社における重要事項については、各社で付議する前に、当社の経営戦略会議において審議の上、事前承認の可否を判断しております。
- ⑦当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制：  
当連結会計年度においては、監査等委員会の補助使用人を1名配置し、監査業務遂行の補助を行っております。

- ⑧補助使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制：

監査等委員会の補助使用人は組織上も取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立しており、監査等委員会の指揮命令に従い、人事評価についても監査等委員会の同意を得ております。

- ⑨当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制とその他の監査等委員への報告に関する体制：

また、常勤の監査等委員は、経営執行会議には年4回、経営戦略会議には年21回出席し、これらにおいて当社及びグループ会社の業務執行状況の報告を受け、必要に応じて他の監査等委員とその内容を共有しております。

- ⑩子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員への報告に関する体制：

当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた場合、直ちに監査等委員に対して報告するよう徹底しております。なお、当連結会計年度において、重要な法令違反等に関わる内部通報案件はなく、内部通報の状況については監査等委員に対して報告されております。

- ⑪監査等委員会または監査等委員等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制：

当社は、「内部通報規定」において、通報をしたことによる解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記し周知しております。

- ⑫その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制：

監査等委員会による各取締役及び重要な各使用人への個別ヒアリングを随時実施しております。また、代表取締役社長及び監査法人との意見交換も定期的を実施しております。

⑬財務報告の信頼性を確保するための体制：

当社は、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、当社及びグループ会社における財務報告の適正を確保するために、「財務報告に係る内部統制システム管理規定」を定め、本規定に沿って適切に運用しております。

⑭当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務に関するものに限る。)について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項：

当社は、監査等委員の職務の執行に必要な費用については、監査等委員の請求に基づきすべて負担しております。

⑮反社会的勢力排除に向けた体制：

取引先の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、ポスター掲示等による当社及び当社グループ役職員の啓発活動を実施しております。

### (3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全・堅実な経営により強固な財務体質を堅持するとともに、経営活動の成果を明確な形で株主の皆様へ還元することを基本方針とし、また、安定的配当の考え方も取り入れ、今期以降の業績予想を勘案して、配当の決定を行っております。

また、当社では自己資本利益率（ROE）及び1株当たり当期純利益（EPS）を事業活動の成果を示す重要な経営指標と位置づけており、その維持・向上を図るため引き続き事業体質の改善に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

内部留保しております資金は、経営基本方針に則り、今後の事業展開を踏まえ、中長期的展望に立って生産設備投資、研究開発投資、情報化投資及び新事業創出のためのM&A資金などに積極的に振り向けるとともに、将来の収益力の向上を通じて株主の皆様へ還元できるものと考えております。

なお、当事業年度の期末配当金は、2019年5月30日開催の取締役会決議により、1株当たり15円とし、2019年5月31日を支払開始日とさせていただきます。既に2018年12月3日に1株当たり40円の間配当を実施いたしましたので、年間配当金は1株当たり55円となります。

## 7.会社の支配に関する基本方針

### 1. 会社の支配に関する基本方針

当社株式は証券取引所に上場されており、市場における当社株式の自由な取引が認められている以上、特定の者による当社株式の大量の買付提案であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。また、このような大量買付提案に応じるか否かは、当社の経営を誰に委ねるべきであるかという問題に密接に関連することから、最終的には株主の皆様意思によるべきであると考えております。

しかしながら、このような大量買付提案の中には、株主の皆様による最終的なご判断のために必要かつ十分な情報が提供されないもの、あるいは株主の皆様に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、更には当社の経営に対して真摯に関与する意思が認められないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものも想定されます。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

そこで当社は、2018年6月22日開催の第57回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、2009年に導入し、2012年に一部改定しました当社株式等の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を更新させていただきました。

本プランは、前述した不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社株式等に対する大量買付提案が行われる際に、株主の皆様が当該大量買付提案に応じるべきか否かを判断するために必要かつ十分な情報や時間を確保すること、当社取締役会が当該大量買付提案の内容について当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものでないかを評価・検討等した上で、株主の皆様に対して代替案を提示することや、提案者との間で交渉を行うこと等を可能とすること等を目的としています。

## 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業理念のとおり、エンジニアリングプラスチックで培った先進技術をもとに、更に最先端技術を追求し、創造的価値を世界市場に提供しており、①電子・自動車、光学、半導体等の多様な事業展開を可能にする開発力、②エンジニアリングプラスチック部品の設計、加工、評価を含めたトータルな生産技術力、③グローバルでの顧客対応力、④強固な財務基盤を強みとしております。

当社グループは、企業価値向上のため、顧客基盤、ものづくり基盤の強化に加え、グローバル経営を進化させることを目的とした地域統括拠点の設立、M&Aや新事業開発への積極的な投資により、収益の安定化及び多様化を推進してまいりました。

今後も将来の収益機会を確実に取り込み、継続的な成長を実現するための各種施策を実施してまいります。

## 3. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

### (1) 本プランの手続

#### ①対象となる大量買付行為

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、または(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株式等の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除き、当該行為を、以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い、または行おうとする者を「大量買付者」といいます。）を対象としております。

#### ②買付意向表明書の提出

大量買付者は、大量買付行為に先立ち、別途当社の定める書式により、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を含む書面（以下「買付意向表明書」といいます。）とともに、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を客観的に証明する書類を当社代表取締役提出していただきます。

### ③必要情報の提供

当社代表取締役を買付意向表明書を提出した大量買付者には、以下の手順により、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

まず、当社は、大量買付者から買付意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき情報を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を大量買付者に交付いたしますので、大量買付者は、本必要情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役に提供していただきます。

また、本必要情報リストに従い大量買付者から提供された情報では、大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した第三者（弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下「外部専門家」といいます。）の助言を得た上で合理的に判断する場合には、回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。なお、当該回答期限については、本必要情報リストの日付から起算して60日を上限として設定するものとします。

### ④取締役会における評価期間

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家の助言を得た上で、大量買付行為の評価の難易度等に応じて、(i)現金(円貨)のみを対価とする当社株式等の全てを対象とする公開買付けの場合には、情報提供完了通知の日付から60日間、または(ii)その他の大量買付行為の場合には、情報提供完了通知の日付から90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、大量買付者提供情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者による大量買付行為の内容の評価・検討等を行うものとします。当社取締役会は、かかる評価・検討等を通じて、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見

を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします（なお、当該延長は一度に限るものとします。）。当社取締役会が取締役会評価期間を延長することを決定した場合には、当該延長の期間及び理由を、速やかに、大量買付者に通知するとともに、開示いたします。

大量買付者は、取締役会評価期間が終了するまで、大量買付行為を開始することができないものとします。

#### ⑤ 対抗措置の発動の要件

(i) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

(ア) 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する敵対的買収行為とみなし、原則として、対抗措置を発動する旨の決議を行います。

なお、大量買付者が大量買付ルールに従っているか否かを判断するに当たっては、大量買付者が当社に関する詳細な情報を必ずしも保有していない場合があること等の大量買付者側の事情も合理的な範囲で考慮するものとし、当社取締役会が提供を求めた大量買付情報の一部が大量買付者から提供されないことのみをもって、当該大量買付者が大量買付ルールに従っていないことを認定することはありません。

かかる場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、速やかに特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門

家の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。なお、この場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の招集を要しないものとします。

（イ）株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記（ア）にかかわらず、当社取締役会は、（a）特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、または、（b）大量買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、（上記（b）の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて）速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。

（ii）大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付行為の提案に応じるか否かは、当社の株主の皆様において、当該大量買付行為に関する大量買付者提供情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められ、当社取締役会として、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断した場合には、当社取締役会は、速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。

## ⑥株主意思確認総会

当社取締役会は、一定の場合に株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていたりたくものとします。その際、当社は、株主意思確認総会を招集する旨その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

そして、株主意思確認総会を開催する際には、速やかに当該株主意思確認総会において議決権を行使できる株主の皆様を確定するための基準日を定め、会社法の定めに従い、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主の皆様は、当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様とします。なお、株主意思確認総会の決議は、法令または当社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の皆様の議決権の過半数をもって行うものとします。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従って対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとし、また、その結果を開示いたします。

なお、大量買付者は、株主意思確認総会が招集された場合には、当該株主意思確認総会の終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

## (2) 対抗措置の中止または撤回

本プランにおける当社取締役会が発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての他、会社法その他の法令及び当社定款が認めるその他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合であっても、(i)大量買付者が大量買付行為を中止した場合、または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するもの

とします。

特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を踏まえた結果、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について開示いたします。

### (3) 本プランの有効期限、廃止及び変更

本プランの有効期限は、第57回定時株主総会の終結時より、2021年6月開催予定の当社第60回定時株主総会の終結時までです。

ただし、かかる有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。

### (4) 株主及び投資家の皆様への影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われなため、株主の皆様が保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また、当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様が保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、本権利落ち日の前々営業日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本権利落ち日の前営業日以降においては、

本新株予約権の無償割当てを中止または撤回することはありません。本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利または経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主の皆様が保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

#### 4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、自己資本利益率（ROE）の維持・向上を図り、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させるという目的をもって、2018年6月22日開催の第57回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、更新されたものです。

本プランには、有効期限を3年間とするサンセット条項が付されており、かつ、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。更に、当社取締役会は、一定の場合に株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。

したがって、本プランの導入及び廃止ならびに対抗措置の発動には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

当社は、本プランにおいて、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否か、ならびに取締役会評価期間を延長するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、また、その他本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。これにより、当社取締役会による恣意的な本プランの運用または対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

当社取締役会は、以上の理由により、本プランは基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|---------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>36,818</b> | <b>流動負債</b>     | <b>3,923</b>   |
| 現金及び預金          | 25,405        | 買掛金             | 1,325          |
| 受取手形及び売掛金       | 7,010         | 未払金             | 860            |
| 製 品             | 983           | 未払法人税等          | 328            |
| 仕 掛 品           | 572           | 賞与引当金           | 505            |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,425         | 役員賞与引当金         | 40             |
| 未収消費税等          | 549           | そ の 他           | 862            |
| そ の 他           | 884           | <b>固定負債</b>     | <b>1,125</b>   |
| 貸倒引当金           | △11           | 退職給付に係る負債       | 45             |
| <b>固定資産</b>     | <b>19,837</b> | 繰延税金負債          | 337            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>13,164</b> | 訴訟損失引当金         | 474            |
| 建物及び構築物         | 3,044         | そ の 他           | 268            |
| 機械装置及び運搬具       | 1,806         | <b>負債合計</b>     | <b>5,049</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 1,162         | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| 土 地             | 6,792         | <b>株主資本</b>     | <b>50,516</b>  |
| 建設仮勘定           | 358           | <b>資本金</b>      | <b>8,080</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,260</b>  | <b>資本剰余金</b>    | <b>7,569</b>   |
| ソフトウェア          | 331           | <b>利益剰余金</b>    | <b>48,997</b>  |
| の れ ん           | 1,484         | <b>自己株式</b>     | <b>△14,130</b> |
| そ の 他           | 445           | その他の包括利益累計額     | <b>696</b>     |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,413</b>  | その他有価証券評価差額金    | 312            |
| 投資有価証券          | 2,138         | 為替換算調整勘定        | 383            |
| 退職給付に係る資産       | 456           | <b>新株予約権</b>    | <b>262</b>     |
| 繰延税金資産          | 759           | 非支配株主持分         | <b>132</b>     |
| 長期預け金           | 564           | <b>純資産合計</b>    | <b>51,606</b>  |
| そ の 他           | 514           | <b>負債・純資産合計</b> | <b>56,656</b>  |
| 貸倒引当金           | △21           |                 |                |
| <b>資産合計</b>     | <b>56,656</b> |                 |                |

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金     | 額      |
|-------------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                         |       | 31,281 |
| 売 上 原 価                       |       | 18,128 |
| 売 上 総 利 益                     |       | 13,153 |
| 販売費及び一般管理費                    |       | 11,417 |
| 営 業 利 益                       |       | 1,735  |
| 営 業 外 収 益                     |       |        |
| 受 取 利 息                       | 156   |        |
| 受 取 配 当 金                     | 20    |        |
| 為 替 差 益                       | 259   |        |
| 固 定 資 産 賃 貸 料                 | 18    |        |
| ス ク ラ ッ プ 売 却 益               | 32    |        |
| そ の 他                         | 87    | 575    |
| 営 業 外 費 用                     |       |        |
| 固 定 資 産 賃 貸 費 用               | 22    |        |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失           | 394   |        |
| そ の 他                         | 15    | 433    |
| 経 常 利 益                       |       | 1,877  |
| 特 別 利 益                       |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 12    |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 415   |        |
| 持 分 変 動 利 益                   | 39    | 468    |
| 特 別 損 失                       |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 損                 | 1     |        |
| 訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額           | 2     |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損             | 1,116 |        |
| そ の 他                         | 106   | 1,227  |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |       | 1,119  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 688   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 51    | 740    |
| 当 期 純 利 益                     |       | 378    |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 45     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 332    |

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 2018年4月1日残高                   | 8,080   | 7,569 | 49,736 | △13,997 | 51,389 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |       | △1,023 |         | △1,023 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |       | 332    |         | 332    |
| 自己株式の取得                       |         |       |        | △133    | △133   |
| 連結子会社の決算期変更に伴う増減              |         |       | △48    |         | △48    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —     | △739   | △133    | △873   |
| 2019年3月31日残高                  | 8,080   | 7,569 | 48,997 | △14,130 | 50,516 |

|                               | その他の包括利益累計額                   |                |                           | 新株予約権 | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純資産合計  |
|-------------------------------|-------------------------------|----------------|---------------------------|-------|------------------|--------|
|                               | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 替<br>換 算 勘 定 | そ の 他<br>包 括 利 益<br>累 計 額 |       |                  |        |
| 2018年4月1日残高                   | 447                           | 146            | 594                       | 165   | 109              | 52,258 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                               |                |                           |       |                  |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                               |                |                           |       |                  | △1,023 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                               |                |                           |       |                  | 332    |
| 自己株式の取得                       |                               |                |                           |       |                  | △133   |
| 連結子会社の決算期変更に伴う増減              |                               |                |                           |       |                  | △48    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △135                          | 237            | 102                       | 96    | 22               | 221    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △135                          | 237            | 102                       | 96    | 22               | △651   |
| 2019年3月31日残高                  | 312                           | 383            | 696                       | 262   | 132              | 51,606 |

# 連結注記表

## 1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1)連結の範囲に関する事項

- 連結子会社の数……………25社  
主要な連結子会社の名称……QMS株式会社  
株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス  
ENPLAS SEMICONDUCTOR  
PERIPHERALS PTE.LTD.  
ENPLAS AMERICA, INC.  
ENPLAS ELECTRONICS  
(SHANGHAI)CO.,LTD.

### (2)持分法の適用に関する事項

- 持分法を適用した関連会社の数……2社  
主要な持分法適用関連会社……株式会社DNAチップ研究所  
社の名称  
SPHERE FLUIDICS LTD.

### (3)連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であったENPLAS LIFE TECH, INC.は同日現在の財務諸表を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行っていましたが、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しております。

なお、当該連結子会社の2018年1月1日から2018年3月31日までの損益については、利益剰余金の増減として調整しております。

### (4)会計方針に関する事項

#### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料

成形品……………当社及び国内連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

在外連結子会社は主として総平均法による低価法

金型……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- 原材料……………当社及び国内連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）  
在外連結子会社は主として移動平均法による低価法
- ②重要な減価償却資産の減価償却の方法
- 有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は主として定額法によっております。  
ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |           |         |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物   | 10年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 3年～15年  |
| 工具、器具及び備品 | 2年～8年   |
- 無形固定資産……………定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |        |                  |
|--------|------------------|
| ソフトウェア | 5年（社内における利用可能期間） |
| 顧客関連資産 | 5年（その効果の及ぶ期間）    |
- ③重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………当社及び一部の連結子会社は従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- 役員賞与引当金……………当社及び一部の連結子会社は役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。



## 2.表示方法の変更に関する注記

### 連結貸借対照表

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました流動資産の「未収還付法人税等」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

## 3.連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 22,732百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2)連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の連結会計年度末日満期手形は満期日に決済が行われたものとみなして処理しております。

受取手形 41百万円

## 4.連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 18,232,897株   | 一株           | 一株           | 18,232,897株  |

(2)自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 5,437,665株    | 47,751株      | 一株           | 5,485,416株   |

(注) 普通株式の自己株式の増加47,751株は、取締役会決議に基づく取得による増加47,500株、単元未満株式の買取による増加251株であります。

(3)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2018年5月30日<br>取締役会  | 普通株式  | 511百万円 | 40円00銭   | 2018年3月31日 | 2018年6月1日  |
| 2018年10月31日<br>取締役会 | 普通株式  | 511百万円 | 40円00銭   | 2018年9月30日 | 2018年12月3日 |

- ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定               | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2019年5月30日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 191百万円 | 15円00銭   | 2019年3月31日 | 2019年5月31日 |

## 5.金融商品に関する注記

### (1)金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資を含めた資金運用については短期的な預金・譲渡性預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。また、デリバティブについては後述のリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日になります。また、その一部については外貨建であるため為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

#### ③金融商品のリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、営業管理部門により当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況について年1回以上確認を行う体制としております。また、外貨建の営業債権債務について、当社及び一部の連結子会社は為替の変動リスクに対して、当社グループの規定に基づき、先物為替予約によるヘッジを行っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に保有状況の妥当性について確認を行っております。

デリバティブ取引については、当社グループの規定に基づき行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを避けるために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。（（注2）をご参照下さい。）（単位:百万円）

|              | 連結貸借<br>対照表計上額 | 時 価    | 差 額 |
|--------------|----------------|--------|-----|
| (1)現金及び預金    | 25,405         | 25,405 | —   |
| (2)受取手形及び売掛金 | 7,010          | 7,010  | —   |
| (3)投資有価証券    | 778            | 778    | —   |
| 資産計          | 33,193         | 33,193 | —   |
| (4)買掛金       | 1,325          | 1,325  | —   |
| (5)未払金       | 860            | 860    | —   |
| 負債計          | 2,186          | 2,186  | —   |
| デリバティブ取引     | —              | —      | —   |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

上記は全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

ただし、振当処理の対象となる一部の外貨建売掛金については、為替予約レートで換算を行っております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

なお、投資有価証券に関する取得原価と連結貸借対照表計上額との差額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

|                            | 種類 | 取得原価 | 連結<br>貸借対照表<br>計上額 | 差 額 |
|----------------------------|----|------|--------------------|-----|
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式 | 322  | 728                | 406 |
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式 | 58   | 49                 | △9  |
| 合 計                        |    | 380  | 778                | 397 |

## 負債

### (4)買掛金、並びに(5)未払金

これらについては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されるもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額等は以下のとおりです。

| ヘッジ会計の方法   | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等      | 時 価 | 当該時価の算定方法 |
|------------|--------------|---------|-----------|-----|-----------|
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約取引売建米ドル  | 売掛金     | 1,723千米ドル | ※   |           |
|            | 為替予約取引買建日本円  | 買掛金     | 196百万円    | ※   |           |

※為替予約の振当処理についてはヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 1,214      |

上記については、市場価格が無く、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、資産(3)投資有価証券には、含めておりません。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、海外(タイ)において遊休不動産を有しておりません。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時 価 |
|------------|-----|
| 191        | 272 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定評価等に基づいております。

## 7.1 株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 4,017円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 26円03銭    |

## 8. 重要な後発事象

2019年1月4日開催の取締役会にて決議した自己株式取得に係る事項について、2019年4月26日開催の取締役会において、その内容を下記のとおり変更することを決議いたしました。

### (1) 変更理由

自己株式の取得状況、市場環境等を総合的に勘案し、取得期間の延長をいたします。

### (2) 変更内容

|            | 変更前                       | 変更後                       |
|------------|---------------------------|---------------------------|
| 取得対象株式の種類  | 当社普通株式                    |                           |
| 取得しうる株式の総数 | 500,000株（上限）              |                           |
| 株式の取得価額の総額 | 1,500百万円（上限）              |                           |
| 取得期間       | 2019年1月7日から<br>2019年4月26日 | 2019年1月7日から<br>2019年7月31日 |

## 9. 追加情報

当社子会社である株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスと SEOUL SEMICONDUCTOR CO.,LTD.（大韓民国京畿道安山市）とのLED拡散レンズに関する特許係争について、2016年8月10日に、米国連邦地方裁判所において損害賠償額の認定がなされました。当社は同年8月31日付で巡回控訴裁判所へ控訴を提起いたしました。2018年11月19日に第1審の損害賠償額の算定は不当であるものの、損害賠償義務の認定は維持する旨の判決の言い渡しがありました。当社はこの控訴審判決を不服として、控訴裁判所へ大合議による再審理の申立を提起していましたが、2019年3月13日に却下されました。その結果、損害賠償額に関する第一審判決破棄との控訴審判決にしたいがい、本事件の管轄は地方裁判所へ移審されています。当該損害賠償額の当連結会計年度末の評価額474百万円を連結貸借対照表の固定負債に訴訟損失引当金として計上しております。

また、株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスは、SEOUL SEMICONDUCTOR CO.,LTD. から、韓国の公正取引法上の不公正取引行為または民法上の不法行為を理由として、損害の賠償を求める訴訟の提起を受けておりましたが、2018年10月25日、韓国ソウル中央地方法院において、SEOUL SEMICONDUCTOR CO.,LTD.の請求を棄却する旨の判決の言い渡しがありました。当該判決を受け、同年11月16日付でSEOUL SEMICONDUCTOR CO.,LTD.より、控訴の提起を受けました。2019年3月28日に第一回弁論が韓国ソウル高等法院で行われ、控訴審がスタートいたしました。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社エンプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 青柳 淳一 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植木 拓磨 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エンプラスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンプラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                                                         | 金 額            |
|-----------------|---------------|-------------------------------------------------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>                                               |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>10,434</b> | <b>流動負債</b>                                                 | <b>1,494</b>   |
| 現金及び預金          | 6,893         | 買掛金                                                         | 347            |
| 受取手形            | 235           | 未払金                                                         | 580            |
| 売掛金             | 1,509         | 未払費用                                                        | 150            |
| 製品              | 106           | 未払法人税等                                                      | 82             |
| 仕掛品             | 355           | 預り金                                                         | 61             |
| 原材料及び貯蔵品        | 174           | 賞与引当金                                                       | 215            |
| 前払費用            | 82            | 役員賞与引当金                                                     | 26             |
| 未収入金            | 890           | その他の                                                        | 30             |
| その他の            | 185           |                                                             |                |
| <b>固定資産</b>     | <b>20,998</b> | <b>固定負債</b>                                                 | <b>226</b>     |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>9,343</b>  | 繰延税金負債                                                      | 39             |
| 建物              | 1,908         | その他                                                         | 186            |
| 構築物             | 23            |                                                             |                |
| 機械及び装置          | 602           | <b>負債合計</b>                                                 | <b>1,720</b>   |
| 車輛運搬具           | 18            |                                                             |                |
| 工具、器具及び備品       | 315           | <b>(純資産の部)</b>                                              |                |
| 土地              | 6,330         | <b>株主資本</b>                                                 | <b>29,138</b>  |
| 建設仮勘定           | 143           | <b>資本金</b>                                                  | <b>8,080</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>365</b>    | <b>資本剰余金</b>                                                | <b>7,569</b>   |
| ソフトウェア          | 191           | 資本準備金                                                       | 2,020          |
| その他の            | 173           | その他資本剰余金                                                    | 5,549          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,289</b> | <b>利益剰余金</b>                                                | <b>27,619</b>  |
| 投資有価証券          | 782           | その他利益剰余金                                                    | 27,619         |
| 関係会社株式          | 9,659         | 特別償却準備金                                                     | 113            |
| 関係会社出資金         | 262           | 繰越利益剰余金                                                     | 27,506         |
| 前払年金費用          | 456           | <b>自己株式</b>                                                 | <b>△14,130</b> |
| その他             | 149           | 評価・換算差額等                                                    | 312            |
| 貸倒引当金           | △21           | <small>    </small> <small>    </small> <small>    </small> | 312            |
|                 |               | <b>新株予約権</b>                                                | <b>262</b>     |
|                 |               | <b>純資産合計</b>                                                | <b>29,712</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>31,433</b> | <b>負債・純資産合計</b>                                             | <b>31,433</b>  |

# 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

| 科 目                   | 金     | 額     |
|-----------------------|-------|-------|
| 売 上 高                 |       | 6,337 |
| 売 上 原 価               |       | 4,146 |
| 売 上 総 利 益             |       | 2,190 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 4,948 |
| 営 業 損 失               |       | 2,757 |
| 営 業 外 収 益             |       |       |
| 受 取 利 息               | 75    |       |
| 受 取 配 当 金             | 2,018 |       |
| 為 替 差 益               | 271   |       |
| 固 定 資 産 賃 貸 料         | 123   |       |
| 技 術 指 導 料             | 1,659 |       |
| 経 営 指 導 料             | 1,356 |       |
| 雑 収 入                 | 75    | 5,580 |
| 営 業 外 費 用             |       |       |
| 固 定 資 産 賃 貸 費 用       | 38    |       |
| そ の 他                 | 6     | 44    |
| 経 常 利 益               |       | 2,777 |
| 特 別 利 益               |       |       |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 0     |       |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 167   | 167   |
| 特 別 損 失               |       |       |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 298   |       |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 764   |       |
| そ の 他                 | 71    | 1,134 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 1,810 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 265   |       |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 84    | 349   |
| 当 期 純 利 益             |       | 1,461 |

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |       |           |           |           |           |           |           |     |        |       |       |
|-------------------------|---------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|--------|-------|-------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |       |           |           | 利 益 剰 余 金 |           |           |           | 自 株 | 己 式    | 株 資 合 | 主 本 計 |
|                         |         | 資 本 金     | 資 本 金 | そ の 他 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 特 別 準備    | 利 益 剰 余 金 | 繰 上 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 |     |        |       |       |
| 2018年4月1日残高             | 8,080   | 2,020     | 5,549 | 7,569     | 156       | 27,025    | 27,181    | △13,997   |           |     | 28,834 |       |       |
| 事業年度中の変動額               |         |           |       |           |           |           |           |           |           |     |        |       |       |
| 特別償却準備金の取崩              |         |           |       |           | △43       | 43        | -         |           |           |     | -      |       |       |
| 剰余金の配当                  |         |           |       |           |           | △1,023    | △1,023    |           |           |     | △1,023 |       |       |
| 当期純利益                   |         |           |       |           |           | 1,461     | 1,461     |           |           |     | 1,461  |       |       |
| 自己株式の取得                 |         |           |       |           |           |           |           |           | △133      |     | △133   |       |       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |       |           |           |           |           |           |           |     |        |       |       |
| 事業年度中の変動額合計             | -       | -         | -     | -         | △43       | 480       | 437       | △133      |           |     | 303    |       |       |
| 2019年3月31日残高            | 8,080   | 2,020     | 5,549 | 7,569     | 113       | 27,506    | 27,619    | △14,130   |           |     | 29,138 |       |       |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等       |                   | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------------|-------------------|-----------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 計 |           |           |
| 2018年4月1日残高             |                       | 447               | 165       | 29,447    |
| 事業年度中の変動額               |                       |                   |           |           |
| 特別償却準備金の取崩              |                       |                   |           | -         |
| 剰余金の配当                  |                       |                   |           | △1,023    |
| 当期純利益                   |                       |                   |           | 1,461     |
| 自己株式の取得                 |                       |                   |           | △133      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △135                  | △135              | 96        | △38       |
| 事業年度中の変動額合計             | △135                  | △135              | 96        | 265       |
| 2019年3月31日残高            |                       | 312               | 262       | 29,712    |

# 個 別 注 記 表

## 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1)有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- (2)たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- 製品・仕掛品
    - 成形品……………総平均法による原価法
    - 金 型……………個別法による原価法
  - 原材料及び貯蔵品
    - 樹脂材料……………移動平均法による原価法
    - そ の 他……………移動平均法による原価法
    - 貯 蔵 品……………移動平均法による原価法
- (3)固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産……………定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建 物       | 10年～50年 |
| 機械及び装置    | 8年～10年  |
| 工具、器具及び備品 | 2年～8年   |

  - 無形固定資産……………定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|        |                  |
|--------|------------------|
| ソフトウェア | 5年（社内における利用可能期間） |
|--------|------------------|
- (4)引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。



## 2.表示方法の変更に関する注記

### 貸借対照表

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました流動資産の「短期貸付金」及び「未収還付法人税等」並びに投資その他の資産の「関係会社長期貸付金」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動資産の「その他」及び「未収入金」並びに投資その他の資産の「その他」にそれぞれ含めて表示しております。

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

## 3.貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 8,195百万円  
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
短期金銭債権 991百万円  
短期金銭債務 129百万円

(3)事業年度末日満期手形  
事業年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、事業年度末日が金融機関休業日であるため、次の事業年度末日満期手形は満期日に決済が行われたものとみなして処理しております。  
受取手形 2百万円

## 4.損益計算書に関する注記

関係会社との取引高  
営業取引による取引高  
売上高 1,960百万円  
仕入高 149百万円  
販売費及び一般管理費 684百万円  
営業取引以外の取引高 5,244百万円

## 5.株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数  
普通株式 5,485,416株

## 6.税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|        |                  |           |
|--------|------------------|-----------|
| 繰延税金資産 | 非適格現物出資に伴う時価評価差額 | 274百万円    |
|        | 繰越欠損金            | 159百万円    |
|        | 賞与引当金            | 72百万円     |
|        | 未払金              | 59百万円     |
|        | 未収入金             | 58百万円     |
|        | たな卸資産評価損         | 27百万円     |
|        | 研究金型仕掛原価         | 32百万円     |
|        | 未払固定資産税          | 3百万円      |
|        | 未払事業税            | 21百万円     |
|        | 関係会社株式評価損        | 232百万円    |
|        | 固定資産減損損失         | 29百万円     |
|        | 投資有価証券評価損        | 179百万円    |
|        | 関係会社株式           | 20百万円     |
|        | 繰越外国税額控除         | 73百万円     |
|        | 減価償却超過額          | 15百万円     |
|        | 貸倒引当金            | 6百万円      |
|        | 地代家賃             | 3百万円      |
|        | その他              | 51百万円     |
|        | 繰延税金資産小計         | 1,321百万円  |
|        | 評価性引当額           | △1,084百万円 |
|        | 繰延税金資産合計         | 236百万円    |
| 繰延税金負債 | その他有価証券評価差額金     | △84百万円    |
|        | 前払年金費用           | △139百万円   |
|        | 特別償却準備金          | △49百万円    |
|        | その他              | △3百万円     |
|        | 繰延税金負債合計         | △276百万円   |
|        | 繰延税金負債純額         | △39百万円    |

## 7.退職給付に関する注記

### (1)採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けておりましたが、2018年4月1日付で退職一時金制度の大部分を確定拠出年金制度へ移行しております。また、当社は既退職の年金受給者を対象とした確定給付年金制度を設けております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付債務及び退職給付費用を計算しております。

(2)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金(前払年金費用)の期首残高と期末残高の調整表

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 退職給付債務及び年金資産の期首残高(純額) | △94百万円  |
| 退職給付費用                | △7百万円   |
| 退職給付の支払額              | -百万円    |
| 確定拠出年金制度の移行に伴う減少額     | △354百万円 |
| 退職給付債務及び年金資産期末残高(純額)  | △456百万円 |

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 128百万円  |
| 年金資産                | △584百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △456百万円 |
| 退職給付引当金             | -百万円    |
| 前払年金費用              | △456百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △456百万円 |

(4)退職給付費用

|                |       |
|----------------|-------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | △7百万円 |
|----------------|-------|

(5)確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、130百万円であります。

## 8.関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名                                                   | 事業の内容又は<br>職業                                                             | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係           | 取引の内容                   | 取引金額<br>(百万円)        | 科目                   | 期末残高<br>(百万円)   |
|-----|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|-----------------|
| 子会社 | 株式会社<br>エンプラス<br>ディスプレイ<br>デバイス                                  | オプト事業製<br>品の製造・販売                                                         | (所有)<br>直接100%     | 役員の兼任<br>当社製品の<br>販売    | 経営指導料                   | 600                  | 未収入金                 | 54              |
| 子会社 | ENPLAS<br>AMERICA,INC.                                           | エンブラ事業製<br>品の開発、情報<br>収集及びマーケ<br>ーティング                                    | (所有)<br>直接100%     | 役員の兼任<br>米国におけ<br>る持株会社 | 貸付金の弁済<br>受取利息<br>増資の引受 | 3,142<br>69<br>4,147 | 長期貸付金<br>—<br>関係会社株式 | —<br>—<br>6,791 |
| 子会社 | 株式会<br>社<br>エン<br>ブラ<br>研<br>究<br>所                              | 研究開発全般                                                                    | (所有)<br>直接100%     | 当社製品<br>研究の委託           | 研究開発業務<br>の委託           | 636                  | —                    | —               |
| 子会社 | ENPLAS<br>SEMICONDUCTOR<br>PERIPHERALS<br>PTE.LTD.               | 半導体機器事<br>業の製造・販<br>売、情報収集<br>及びマーケ<br>ーティング                              | (所有)<br>直接100%     | 役員の兼任<br>当社製品の<br>販売    | 技術指導料                   | 934                  | 未収入金                 | 237             |
| 子会社 | ENPLAS<br>HI-TECH<br>(SINGAPORE)<br>PTE.LTD.                     | エンブラ事<br>業及びオプト<br>事業製品の<br>販売、情報<br>収集及び<br>マーケ<br>ー<br>テ<br>ィ<br>ン<br>グ | (所有)<br>直接100%     | 役員の兼任<br>当社製品の<br>販売    | 当社製品の<br>販売             | 726                  | 売掛金                  | 125             |
| 子会社 | 株式会<br>社<br>シン<br>グ<br>ル<br>セ<br>ル<br>テ<br>ク<br>ノ<br>ロ<br>ジ<br>ー | エンブラ事<br>業製品の<br>販売、開<br>発、情報<br>収集及び<br>マーケ<br>ー<br>テ<br>ィ<br>ン<br>グ     | (所有)<br>直接100%     | 役員の兼任<br>当社製品の<br>販売    | 増資の引受                   | 500                  | 関係会社株式               | 394             |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)価格その他の取引条件は、市場価格等を参考に決定しております。

(2)ENPLAS AMERICA,INC.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案し決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

また、増資の引受は、同社が行った増資を全額引き受けたものであります。

(3)研究開発業務の委託料は、研究開発業務に係る費用等を勘案し、総合的に決定しております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

## 9.1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額 2,310円31銭

(2)1株当たり当期純利益 114円23銭

## 10. 重要な後発事象

2019年1月4日開催の取締役会にて決議した自己株式取得に係る事項について、2019年4月26日開催の取締役会において、その内容を下記のとおり変更することを決議いたしました。

### (1)変更理由

自己株式の取得状況、市場環境等を総合的に勘案し、取得期間の延長をいたします。

### (2)変更内容

|            | 変更前                       | 変更後                       |
|------------|---------------------------|---------------------------|
| 取得対象株式の種類  | 当社普通株式                    |                           |
| 取得しうる株式の総数 | 500,000株（上限）              |                           |
| 株式の取得価額の総額 | 1,500百万円（上限）              |                           |
| 取得期間       | 2019年1月7日から<br>2019年4月26日 | 2019年1月7日から<br>2019年7月31日 |

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社エンプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 青柳 淳一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植木 拓磨 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エンプラスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2019年5月13日

株式会社エンプラス 監査等委員会

監査等委員 ヨーン・ヨン・リオン ㊟

監査等委員 風 巻 成 典 ㊟

監査等委員 長谷川 一 郎 ㊟

(注) 監査等委員ヨーン・ヨン・リオン及び風巻成典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）酒井崇氏は2019年5月30日付にて辞任し、また、他の取締役（監査等委員である者を除く。）全員（2名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である者を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | <p>よこ 横 田 だい 大 輔 輔<br/>(1967年11月4日生)</p> <p>&lt;再任&gt;</p>                                                                                                                                                                                          | <p>1993年8月 当社入社<br/>2000年4月 ENPLAS(U.S.A.),INC.代表取締役社長<br/>2003年6月 当社取締役<br/>2004年4月 当社取締役エンブラ事業部長<br/>2006年4月 当社常務取締役事業本部長(兼) オプトプラニクス事業部長<br/>2007年4月 当社常務取締役事業本部長<br/>2008年4月 当社代表取締役社長に就任、現在に至る</p> | 1,422,417株 |
|       | <p>取締役在任年数<br/>本定時株主総会終結の時をもって16年</p> <p>取締役会出席回数<br/>11回/11回(100%)</p> <p>取締役候補者とした理由<br/>候補者は、代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップを発揮し当社グループの経営を担ってまいりました。<br/>当社は、候補者のグローバルな実績と経営全般における豊富な見識及び経験を評価し、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                         |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                               | ふり<br>氏<br>がな<br>名<br>(生年月日)                                        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当<br>社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                       | かぎ まき まきのり<br>風 巻 成 典<br>(1949年3月8日生)<br><br><新任><br><br><社外取締役候補者> | 1971年4月 日製産業株式会社(現株式会社<br>日立ハイテクノロジーズ)入社<br>2001年10月 株式会社日立ハイテクノロジーズ<br>電子機材部 部長<br>2003年4月 同社工業材料営業本部 副本部<br>長<br>2005年4月 同社工業材料営業本部 本部長<br>2005年6月 同社理事 工業材料営業本部 本<br>部長<br>2008年4月 同社執行役常務 工業材料営業<br>本部 本部長<br>2010年4月 同社執行役常務 西日本支社長<br>(兼)関西支店長<br>2011年4月 同社執行役員常務 営業統括本<br>部 副統括本部長(兼)関西支店<br>長<br>2012年4月 同社特命顧問<br>2013年3月 同社特命顧問退任<br>2015年6月 当社監査等委員である社外取締<br>役に就任、現在に至る(監査等<br>委員である取締役としては本定<br>時株主総会終結の時をもって任<br>期満了) | 0株             |
| 社外取締役在任年数(監査等委員である社外取締役としての在任年数)<br>本定時株主総会終結の時をもって4年<br>取締役会出席回数<br>11回/11回(100%)<br>監査等委員会出席回数<br>13回/13回(100%)<br>社外取締役候補者とした理由<br>候補者は、株式会社日立ハイテクノロジーズにおいて要職を歴任され、樹脂材料<br>業界における幅広い知識と経験を有しており、同氏の知識や経験を当社グループの<br>経営の監督に生かしていただくべく、当社の社外取締役として選任をお願いするも<br>のであります。 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                      | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当<br>社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                              | ふじ 藤<br>た 田<br>しげ や 也<br>(1972年12月24日生)<br><br><新任> | 2003年3月 当社入社<br>2009年4月 ENPLAS(U.S.A.),INC. Vice<br>President<br>2013年4月 経営企画管理本部 コーポレー<br>トセンター センター長<br>2014年4月 執行役員 経営企画管理本部 コ<br>ーポレートセンター センター<br>長<br>2015年4月 執行役員 経営企画管理本部 グ<br>ループフィナンシャルオフィ<br>ス 部門長<br>2017年4月 執行役員 経営企画管理本部 コ<br>ーポレートセンター 部門長<br>2019年4月 執行役員 事業本部 MSD事業<br>部 事業部長に就任、現在に至る | 2,200株         |
| 取締役候補者とした理由<br>候補者は、当社子会社であるENPLAS(U.S.A.),INC. Vice President、及び当社<br>経営企画管理本部コーポレートセンター長、MSD事業部長等の要職を歴任され、同<br>氏の知識や経験を当社グループの経営の監督に生かしていただくべく、当社の取締<br>役として選任をお願いするものであります。 |                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                               | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                  | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4                                                                                                                                       | ほりかわ ゆうじ<br>堀川 裕司<br>(1977年2月22日生)<br><br><新任> | 2008年11月 当社入社<br>2013年7月 エンプラ事業部 副事業部長<br>2014年10月 エンプラ事業部 事業部長<br>2016年4月 事業企画室 部門長<br>2017年4月 株式会社DNAチップ研究所 顧問<br>2017年6月 株式会社DNAチップ研究所 取締役 | 1,700株         |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>候補者は、当社エンブラ事業部長、当社の出資先である株式会社DNAチップ研究所取締役の要職を歴任され、同氏の経営分析能力を当社グループの経営の監督に生かしていただくべく、当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                |                                                                                                                                               |                |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 風巻成典氏は、取締役（監査等委員である者を除く。）かつ社外取締役候補者であります。
3. 当社は、風巻成典氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額としており、風巻成典氏が取締役（監査等委員である者を除く。）に就任した場合には、同氏との当該契約を継続する予定です。
4. 当社は、風巻成典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 堀川裕司氏は、2019年6月19日付にて株式会社DNAチップ研究所の取締役を任期満了により退任する予定です。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                   | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                       | ひきだまきお<br>久田真佐男<br>(1948年12月16日生)<br><br><新任><br><br><社外取締役候補者> | 1972年4月 株式会社日立製作所入社<br>1995年2月 同社国際電力営業本部電力部部長<br>1999年4月 同社電力・電機グループ電力統括営業本部 国際電力営業本部本部長<br>2001年2月 日立(中国)有限公司 総経理<br>2003年4月 株式会社日立製作所グローバル事業本部 本部長(兼)輸出管理本部 副本部長<br>2004年2月 日立アメリカ社 社長<br>2006年2月 株式会社日立製作所グループ調達統括本部 本部長<br>2006年4月 同社調達統括本部 本部長<br>2007年4月 同社執行役常務(兼)調達統括本部 本部長(兼)マーケティング統括本部 副統括本部長(兼)グローバル事業本部 本部長<br>2009年10月 同社執行役常務(兼)営業統括本部 副統括本部長(兼)国際本部 本部長(兼)国際事業戦略本部 本部長<br>2010年4月 株式会社日立ハイテクノロジーズ代表執行役 執行役副社長<br>2010年6月 同社代表執行役 執行役副社長(兼)取締役<br>2011年4月 同社代表執行役 執行役社長(兼)取締役<br>2015年4月 同社取締役(兼)執行役<br>2015年6月 同社取締役会長<br>2017年6月 同社相談役に就任、現在に至る<br>2019年6月 アルコニックス株式会社社外取締役に就任予定 | 0株         |
| 社外取締役候補者とした理由<br><br>候補者は、国内上場会社において代表執行役をはじめとする要職を歴任され、企業経営に係る豊かな経験と高い見識ならびに豊富な国際経験を有しておられます。当社グループの経営に対して有益なご意見やご指摘をいただく事が出来ると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 |                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                          | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                    | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当<br>社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                  | い う え と し ま さ<br>井 植 敏 雅<br>(1962年12月3日生)<br><br><新任><br><br><社外取締役候補者> | 1989年4月 三洋電機株式会社入社<br>1996年6月 同社取締役 ソフトエナジーカンパニーカンパニー社長<br>2000年6月 同社取締役専務 コンポーネント企業グループCEO<br>2002年6月 同社代表取締役副社長(兼)CMO<br>2005年6月 同社代表取締役社長<br>2007年6月 同社特別顧問<br>2010年2月 株式会社LIXILグループ副社長執行役員<br>2011年4月 株式会社LIXIL取締役副社長、グローバルカンパニー社長(兼)CEO<br>2014年4月 株式会社LIXIL取締役副社長(兼)マーケティング担当<br>2015年4月 株式会社LIXIL取締役副社長(兼)ハウジングテクノロジーCEO<br>2016年6月 株式会社LIXILグループ取締役(兼)執行役就任<br>2017年6月 同社取締役(兼)執行役退任<br>2017年7月 当社エグゼクティブアドバイザー<br>2018年6月 当社社外取締役(監査等委員である者を除く。)に就任、現在に至る(取締役(監査等委員である者を除く。))としては本定時株主総会終結の時をもって任期満了) | 0株             |
| 社外取締役在任年数(社外取締役(監査等委員である者を除く。))としての在任年数)<br>本定時株主総会終結の時をもって1年<br>取締役会出席回数<br>9回/9回(100%)<br>社外取締役候補者とした理由<br>候補者は、国内上場会社において代表取締役をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの経営に対して有益なご意見やご指摘をいただく事が出来ると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 |                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|           | はせがわ いちろう<br>長谷川 一郎<br>(1955年12月24日生)<br><br><再任>                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 2003年7月 当社入社<br>2006年4月 株式会社エンプラス半導体機器<br>業務本部 本部長<br>2006年6月 株式会社エンプラス半導体機器<br>取締役(兼)執行役員 業務部 部<br>門長<br>2012年6月 当社取締役(兼)執行役員 総務<br>部門担当<br>2013年4月 当社取締役(兼)執行役員 経営<br>企画管理本部ローカルサービス<br>センター長<br>2015年4月 当社取締役(兼)執行役員 内部<br>監査室担当<br>2015年6月 当社監査等委員である取締役に<br>就任、現在に至る | 5,300株         |
| 3         | <p>取締役在任年数<br/>本定時株主総会終結の時をもって7年</p> <p>取締役会出席回数<br/>11回/11回 (100%)</p> <p>監査等委員会出席回数<br/>13回/13回 (100%)</p> <p>取締役候補者とした理由<br/>候補者は、当社及びグループ会社の管理業務に従事し、豊富な経営経験とコンプライアンス等の幅広い領域における見識を有しており、また、これまで当社監査等委員である取締役として、当社のガバナンス向上に積極的に取り組んできたことから、引き続き当社の経営の適切な監督及び経営の健全性の確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 久田眞佐男氏及び井植敏雅氏は、監査等委員である取締役かつ社外取締役候補者であります。
3. 当社は、久田眞佐男氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする予定です。
4. 当社は、井植敏雅氏及び長谷川一郎氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額としており、井植敏雅氏及び長谷川一郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、両氏との当該契約を継続する予定です。

5. 当社は、久田眞佐男氏が監査等委員である取締役就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
6. 当社は、井植敏雅氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| ふり<br>氏<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                    | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                           | 所有する当<br>社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| おち<br>落 合<br>(1955年11月23日生)<br><br>さかえ<br>栄<br><br><再任><br><br><社外取締役候補者>                                                                                                                            | 1980年4月 関東信越国税局入局<br>1999年7月 浦和税務署法人第1部門 連絡調査官<br>2001年7月 水戸税務署法人第3部門 統括調査官<br>2002年7月 長野税務署法人第5部門 統括調査官<br>2004年7月 大宮税務署法人第2部門 統括調査官<br>2006年9月 税理士登録、現在に至る<br>2007年6月 当社社外監査役就任<br>2015年6月 当社社外監査役退任 | 100株           |
| 社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由<br>税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する豊富な知識と経験から当社の監査機能の強化に貢献していただけるものと考えており、また当社の業務執行者から独立した立場にあることから、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが補欠の監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。 |                                                                                                                                                                                                        |                |

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
2. 落合栄氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 当社は、落合栄氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする予定です。  
4. 当社は、落合栄氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

以上

